

そだん
ご相談・お問い合わせ先
しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
あつぎ
厚木あんしんセンター

〒243-0018

あつぎしなかちょう
厚木市中町1-4-1（厚木市保健福祉センター5階）

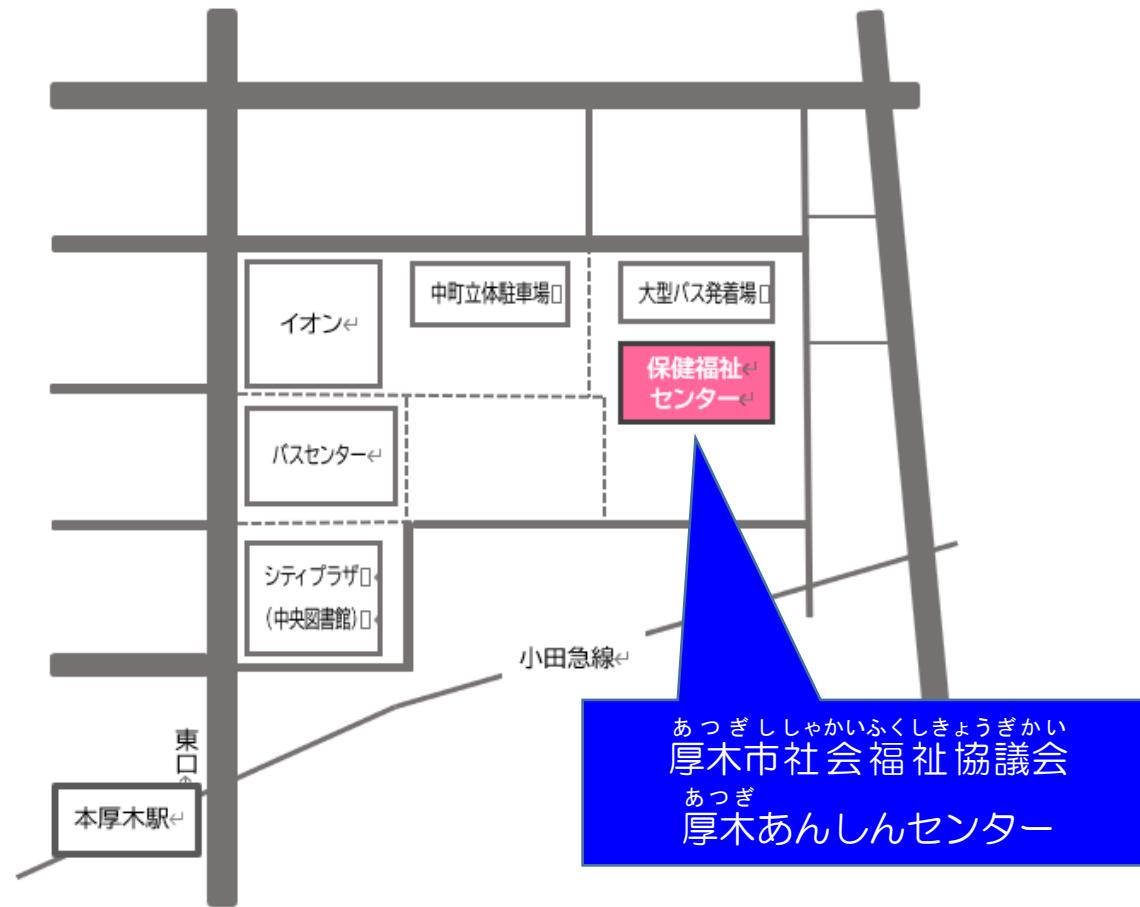
でんわ
電話 046-225-2947

ファックス 046-225-3036

メール engo@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

うけつけじかん げつようび きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん
受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
(祝日・年末年始を除きます)



あつぎ 厚木あんしんセンター

あなたの暮らしの あんしん をお手伝いします

にちじょうせいいかつじりつしえんじきょう
日常生活自立支援事業とは、高齢者
こうれいしゃ
や障がいのある方が住み慣れた地域で
じょうかたすな
あんしんして暮らせるように日常生活
ふくし
における福祉サービスの利用援助や金銭
かんり
管理のお手伝いをする事業です。



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

あつぎしづかいふくしきょうぎかい
厚木市社会福祉協議会



このようなことで

困っていませんか？

○福祉サービスを利用したいが手続きができない

○公共料金などの支払いができない

○生活費を銀行から引き出せない

○振込が難しくてできない

○通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまうなど

利用できる方

あつぎしない じゅうしょ かた しない しせつ
厚木市内に住所がある方や市内の施設
びょういん にゅうしょ にゅういん かた
や病院に入所・入院している方
ふくし りょうてつづ しらとう
で、福祉サービスの利用手続きや支払い等
ひとり りかい はんだん いしひょうじ てき
が一人では、理解・判断・意思表示を適
せつ おこな こんなん おおむ さい
切に行うことが困難な概ね65歳
いじょう かた しんたいしよう ちてきしよう
以上の方と身体障がい・知的障が
せいしんしよう かた しんさ
い・精神障がいをもつ方で、審査にお
みと かた
いて認められた方。

福祉サービス利用援助／日常的金銭管理サービス

福祉サービスの利用手続き、日常生活に必要な預貯金の出し入れ、公共料金
や家賃などの支払いなど

◇利用料 *支援1回あたりの金額（定期支援の回数は支援計画内で決定します）

区分	利用料	
	①定期支援	②臨時支援
生活保護受給者	0円	1,250円
住民税非課税者	1,250円	1,250円
住民税課税者 (所得280万円未満)	1,560円	1,560円
住民税課税者 (所得280万円以上)	1,875円	1,875円
住民税課税者 (所得340万円以上)	2,500円	2,500円

書類等預かりサービス援助

（書類等預かりサービスのみの利用はできません）

大切な証書や預貯金通帳と銀行届け出印などを金融機関の貸金庫に保管します。

*お預かりできるもの

○年金証書、不動産登記済証、預貯金通帳、銀行届け出印、実印など

*お預かりできないもの

○有価証券、現金、貴金属、宝石、書画、骨董品など

◇利用料（年額）6,000円

ていきょう なが

サービス提供までの流れ

①相談受付

電話または来所で相談を受付いたします。
相談内容は秘密厳守いたします。



②訪問調査

ご自宅などを訪問させていただき、ご本人から心配ごとや困っていることをお聞きします。＊契約までに2～3回程度訪問します。



③審査

お聞きした内容をもとに、サービスを利用できるかどうか審査します。
＊借金返済を支援に含める場合やご本人の明確な契約意思が確認できない場合は、神奈川県社会福祉協議会に設置されている審査会において利用けついてい しんさ ていきょうじょうきょう しんさ くじょうもうした かか しんさ 決定の審査のほか、サービス提供状況の審査や苦情申立てに係る審査などをおこを行ないます。

④支援計画作成・利用契約

ご本人のご希望を伺いながら、専門員がお手伝いするサービスの内容をさくせい どうい え けいやく 作成し、同意を得たうえで契約をいたします。



⑤利用の開始

契約に基づいて、生活支援員が定期的に訪問等をします。

＊契約終了については、本人より解約希望や本人との契約締結が難しいと判断した場合は契約終了となります。なお、本会で対応可能な金銭管理は契約締結中のみとなり、終了以降は対応できませんのでご了承ください。